ふじのくに未来財団助成事業実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人ふじのくに未来財団(以下「この法人」という。) の助成事業に係る事務取扱等に関し、ふじのくに未来財団助成事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 寄付金に関する事項

(希望を添えることができる寄付金)

第2条 要綱第4条第2項に規定する使途に関する希望を添えた寄付金は次のとおりとする。

寄付金の種類	対象となる寄付	納入金額の下限額等
冠基金寄付金	社会課題解決の種類及び活動区域	同一年度の寄付金額の合
	に関して具体的な支援を指定し、	計が 100 万円以上
	助成事業の名称を定めた寄付金	
テーマ指定寄付金	広く一般社会に、社会貢献活動の	下限なし
	種類及び活動区域に関して具体的	
	な支援テーマを定めた寄付金	
災害支援寄付金	災害に対して、静岡県内の団体が	下限なし
	実施する支援及び県内の災害に対	
	し実施する支援を希望する寄付金	
団体指定寄付金	静岡県の社会課題解決に取り組む	下限なし
	活動団体への支援を希望する寄付	
	金	

2 前項に該当しない寄付金は、公益法人ふじのくに未来財団寄付金等取扱規程第2 条第5号に規定する財団支援寄付金として扱うものとし、この法人の公益事業全般 への支援活動経費として活用するものとする。

(寄付金の活用における配慮)

第3条 要綱第7条に規定する寄付金の活用は、当該寄付のあった日の属する年度から起算して3年目の年度までの間行うことを原則とする。ただし、災害支援寄付金のうち、災害発生前に災害に備え予め寄付された寄付金については、この限りではない。

(使途に関する希望を添えた寄付金を財団支援寄付金として扱う場合)

第4条 特別な事情がなく、前条の規定に基づいた寄付目的に応じた活用ができなか

った場合には、寄付金の区分にかかわらず、財団支援寄付金として扱うものとする。

第3章 助成事業に関する事項

(助成対象団体)

第5条 要綱第7条に規定する助成事業の助成金(以下「助成金」という。)の交付の対象となる団体は、原則として非営利活動を行う法人(NPO法人、一般財団法人、社団法人等)及び社会課題解決に取り組む任意団体とする。

(助成対象事業)

- 第6条 助成金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業のうち、要綱第8条に規 定する選考委員会により選定された事業とする。
 - (1) 冠基金助成事業 寄付者の希望に基づきこの法人が指定した名称・テーマに関して、団体が企画・実施する社会課題解決事業
 - (2) テーマ指定助成事業 寄付者の希望に基づきこの法人が指定したテーマに関して、団体が企画・実施 する社会課題解決事業
 - (3) 災害支援助成事業 寄付者の希望に基づきこの法人が指定した災害に関して、団体が企画・実施す る支援事業
 - (4) 団体指定助成事業 寄付者が支援を希望した団体が企画・実施する社会課題解決事業

(情報公開等)

- 第7条 助成金の交付を受けて事業を実施する団体(以下「助成団体」という。)は、 助成事業の成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報公開しなければならない。
- 2 助成団体は、この法人が助成金の交付の対象となる事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

附則

- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領改正は、平成31年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年11月7日から施行する。